2003.02.06作成
2024.04.17改訂

中間検査の手続きについて

１．手続きの流れ

① 検査希望日が決まりましたら、遅くともその２週間前までに電話等でご連絡ください。
② 検査日時等が確定したら、検査日の１週間前までに下記２(１)の書類を提出してください。
③ 中間検査引受後に請求書を送付いたしますので、検査日の前日までに手数料を納付してください。
④ 検査日までに下記２(２)の書類を整えて提出してください。

２．必要書類

（１）中間検査日の１週間前までに提出していただく書類（各１部）

書類名	備考
□ 連絡票	
□ 現場案内図（最寄駅、現場事務所の位置及び検査日当日の連絡先を明記してください。）	※１
□ 検査対象床面積の算定根拠（略梁伏図・略軸組図等により、検査対象の部位、面積がわかる書類）	
□ 中間検査申請書（建築基準法施行規則第26号様式　第1面～第4面）	
□ 委任状（代理者が申請する場合）又はその写し	※２
□ 軽微な変更説明書（直前の確認済証交付後に軽微な変更がある場合）	※３
□ 確認に要した図書・確認済証（写）（直前の確認済証の交付者が当財団以外の場合）	
□ その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類	３.④

※１ 現場事務所と検査員の集合場所が異なる場合は、集合場所も明記してください。
※２ 建築確認と一括委任されている場合はその写しで構いません。
※３ 敷地面積、建築面積、延べ面積、高さに変更があった場合は、変更後の数値も記載してください。また、中間検査申請書の第三面11欄も同様に、変更後の数値も記載してください。

（２）中間検査日当日までに提出していただく書類

□ 施工結果報告書

・ 特定行政庁が定める様式等がある場合は、定めに基づき、その様式等で提出してください。
定めがない場合は、当財団の様式で提出してください。

1） 鉄筋コンクリート工事関係： コンクリート工事施工結果報告書（２部）
2） 鉄骨工事関係： 鉄骨工事施工結果報告書 （２部）

・ 特定行政庁が定める様式によっては、特定工程ごとに、建築主の押印（朱印）が必要となる場合があります。なお、建築主等に変更があれば、新たに建築主等の押印がされたものの提出が必要です。
・ ２部ご提出いただく書類は、受領後、受領印を押印して１部ご返却いたします。

３．注意事項

① 特定行政庁の指定の特定工程の確認をしてください。
② 計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手する前に計画変更の確認済証を受けてください。
③ 十分余裕を持って中間検査の日時を定めてください。
④ 東京都内で建築する場合は、申請時に次の書類を提出してください。

「[法第12条第5項に基づく]建築工事施工計画等の報告と建築材料試験」より

1） 建築工事施工計画報告書（写し）（１部）	東京都内の特定行政庁は東京都建築基準法施行細則で建築工事施工計画報告書の提出について定めています。該当する場合は、工事に着手する前に提出する必要がありますのでご留意ください。
2）建築工事施工結果報告書（中間）（２部）	
3）鉄骨工事施工結果報告書（中間）（２部）	
4）施工状況報告資料（１部）	細則で定めるミルシート、材料試験結果等の書類、工事写真等（B方式は一部省略されます。）

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

本部　〒101-8986　東京都千代田区神田錦町 1-9
TEL 03-5283-0469　FAX 03-5281-2825

大阪事務所　〒541-0053 大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号
エスリードビル本町 4 階　TEL：06-6264-7731 / FAX：06-6264-7745

2024.11.01 作成

（別紙）

「施工状況報告資料」について

この構造関係書類一覧表に示す書類は、中間検査、完了検査および仮使用認定の際に工事監理の状況を把握するために必要な書類となります。検査の当日にご用意をお願います。なお、構造関係書類一覧表に示す書類は、工事内容において必要な書類の一例であり、表に該当しない工事内容がある場合等で、表に示す書類以外に工事監理の状況を把握するために必要な書類がある場合は、必要に応じて提出又は提示をお願いすることがあります。

構造関係書類一覧表

	No.	書類	提出又は提示の区分
基礎工事	1	地盤調査報告書	△
	2	杭工法評定書、大臣認定書・別添	△
	3	杭の施工結果報告書（施工偏心記録及び鉄筋、鋼材、杭頭補強筋等のミルシート含む）	○
	4	支持層の確認記録(直接基礎の場合は床付面の状況記録)	○
	5	平板載荷試験等の結果報告書	○
	6	地盤改良施工報告書(室内配合試験報告書および一軸圧縮試験結果報告書を含む)	○
コンクリート工事	1	コンクリート配合計画書※1（高強度コンクリートの場合は、大臣認定書・別添含む）	○
	2	フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、温度及び塩化物量試験報告書	△
	3	コンクリート圧縮強度試験報告書	○
	4	コンクリート工事施工結果報告書※2	●
	5	鉄筋のミルシート(溶接閉鎖型筋継手部の強度試験結果を含む)	○
	6	鉄筋継手強度試験報告書（外観検査、超音波探傷試験、引張試験）	○
	7	PC 鋼棒、PC 鋼線及び PC 鋼より線の規格証明書 プレストレス導入張力の管理記録及び張力導入時のコンクリート圧縮強度試験報告書	○
	8	プレキャスト部材製品検査記録及び出荷時のコンクリート圧縮強度試験報告書 プレキャスト部材継手部の施工管理記録(グラウト充填状況等)	○
鉄骨工事	1	鉄骨製作工場大臣認定書	○
	2	鉄骨工事製作要領書	○
	3	鋼材等のミルシート（鋼材等の流通経路を示す書類）	○
	4	工場溶接部の第三者検査報告書（外観＋超音波探傷）	○
	5	現場溶接部の第三者検査報告書（(外観＋超音波探傷) 及び溶接状況の管理記録(余熱、パス間温度)）	○
	6	溶接部の強度試験成績書(内質検査記録)	△
	7	製作工場の製品検査報告書、工場溶接部の社内検査記録（外観＋超音波探傷）	△
	8	建て方精度施工管理記録	△
	9	ボルト類の強度試験報告書	△
	10	高力ボルトの現場軸力導入試験報告書	△
	11	高力ボルトの締付け検査記録	△
	12	合成スラブの施工状況記録	△
	13	露出柱脚のアンカーボルトの締付け状況記録(戻り止め措置の方法、ボルト長さ)	○
	14	技術評価取得の露出型柱脚部の施工管理報告書	○
	15	鉄骨工事施工結果報告書※2	●

提出又は提示の区分
- ●:提出が必要なもの
- ○:該当する場合に提示が必要なもの
- ▲:検査員が必要と判断した場合に提出が必要なもの
- △:検査員が必要と判断した場合に提示が必要なもの

※1 JIS 規定外材料を用いたコンクリートについては試験練報告書、JIS 規格同等であることの適合性が確認できる資料を提示ください。

※2 特定行政庁が様式を別に定めている場合はその様式を使用してください。

2024.11.01 作成

	No.	書類	提出又は提示の区分
免震工事	1	製品検査報告書(性能試験結果含む)	○
	2	ミルシート(免震材料の大臣認定に含まれないアンカーボルト、ベースプレート等)	○
	3	免震材料の据え付け記録	△
	4	免震クリアランス検査記録（完了検査の場合）	△
	※完了検査時には構造担当者が免震層に入り目視確認等を行います。		
制振工事	1	製品検査報告書(性能試験結果、据え付け記録含む)	○
	2	ミルシート	○
	※完了検査時には構造担当者が制振部材を抽出して目視確認等を行います。		
その他	1	上記以外の大臣認定材料等特殊な材料の規格証明書又は材料試験結果書	○
	2	法第 7 条の 5 に基づく検査の特例を受ける場合、屋根の小屋組の工事、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事、RC 造の基礎の配筋工事及び特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における構造耐力上主要な部分の軸組、仕口等の接合部、鉄筋部分等の工事完了時の写真（完了検査の場合）	●
	3	工事監理報告書	▲
	4	その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類	○

提出又は提示の区分

●:提出が必要なもの
○:該当する場合に提示が必要なもの
▲:検査員が必要と判断した場合に提出が必要なもの
△:検査員が必要と判断した場合に提示が必要なもの